# 下水道工事特記仕様書

平成２８年（２０１６年）１　月
川　崎　市　上　下　水　道　局

# 目　次


建設副産物に関する共通事項特記仕様書……P.1
川崎市建設発生土搬入に係る仕様書（浮島指定処分地）……P.2
川崎市建設発生土搬入に係る仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）……P.3
川崎市建設発生土搬入に係る仕様書（建設資源広域利用センター）……P.4
一般土木工事コンクリート塊処理特記仕様書……P.5
一般土木工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書……P.6
一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書……P.7
一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）……P.8
一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書……P.9
過積載特記仕様書……P.10
イメージアップ特記仕様書……P.11
陶磁器くず処分特記仕様書……P.12
水道管移設特記仕様書……P.13
加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書……P.15
私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書……P.16
グラウンドマンホール特記仕様書……P.17
グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書……P.18
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書……P.19
安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書……P.20
無石綿化への対応に関する特記仕様書……P.21
生コンクリートの使用に関する特記仕様書……P.22
集水ますの縦断面図に関する特記仕様書……P.23
支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書……P.24
取付管の埋戻しに関する特記仕様書……P.25
建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書……P.26
建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書（改良土防じん対策について）……P.27
雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書……P.28
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＴＩＦＦ版）……P.30
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）……P.31

# 建設副産物に関する共通事項特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　建設副産物に関する共通事項特記仕様書による。

# 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

# (浮島指定処分地)

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）による。

# 川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書

# （横浜市環境創造局改良土プラント）

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）による。

# 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

# （建設資源広域利用センター）

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）による。

# 一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書による。

# 一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊

# 処理特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書による。

# 一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書による。

# 一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書

# (委託処理の場合)

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）による。

# 一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書による。

# 過積載特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　過積載特記仕様書による。

# イメージアップ特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　イメージアップ特記仕様書による。

# 陶磁器くず処分特記仕様書〔 陶管 〕

**第１条　処分方法**

本工事で発生する陶磁器くずは、当該廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者（以降、「受託者」と言う）に委託しなければならない。

**第２条　処分計画**

１．施工計画書の作成に際し、受託者と締結した契約書の写し（収集、運搬又は処分の受託者の許可番号を含んだもの）と処分場所までの運搬経路を明記し提出すること。

尚、受注者が収集・運搬の許可を取得しており、自らその行為を行う場合は、許可証の写しを提出すること。

２．処分終了後、すみやかに産業廃棄物管理票を監督員に提示し、確認を得ること。

**第３条　取り壊し条件**

陶磁器の取り壊しは、縦・横・厚さの平均寸法が 30cm 程度以下の大きさに破砕すること。なお、陶磁器に付着物が著しい場合は、付着物を取除くこと。

**第４条　運搬経路**

運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めなければならない。

**第５条　運行管理**

受注者は運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

**第６条　検査等**

受注者は工事完了後、産業廃棄物管理票及び処分状況の写真等を監督員に提示しなければならない。

**第７条　遵守事項**

受注者は運搬に際し、道路交通法を十分遵守しなければならない。

**第８条　管理票の保管**

受注者は産業廃棄物管理票を 5 年間保管しなければならない。

**第９条　再委託の禁止**

受注者は収集運搬、処理を再委託させてはならない。

# 水道管移設特記仕様書

１． 本工事施工期間内において、水道管布設替え又は切廻しの必要が生じたときは、別に指示する事項と合わせて本仕様書に基づき施工しなければならない。

（１） 受注者施工区分

１） 水道管（口径 75㎜～350㎜）の布設替え等に伴う土工事１式
（埋戻しは水道管直上 30cm まで山砂を使用し、管頂 30cm より上部については改良土または再生砂での埋戻しを標準とする）

２） 水道管布設（既設管口径 150 ㎜以下の連絡工事に伴う配管作業を含む）及び撤去工事

３） 給水管付替工事

４） 撤去管の処分

５） 支給品及び残材（切り管）の運搬

６） 配水管不断水工（上下水道局水道部との協議により不断水にする場合）

（２） 前項に定める工事は、すべて「川崎市上下水道局下水道工事標準仕様書（管きょ編)」、「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書」、及び「特記仕様書」に基づいて施工しなければならない。

２．（設計図等の作成について）

水道管移設にあたっては、試掘工等により現地の調査を十分に行い、移設工事において必要になる水道管布設設計図（布設図、撤去図、給水付替図、配管図、その他監督員が必要とするもの）を作成し、監督員と協議すること。

３．（管路材料の調達について）

管路材料については、調達方法の別によって以下のとおりとする。

（１）管路材料を本工事で購入する場合

水道管移設工事依頼段階において作成した水道管布設設計図に基づき、材料を調達すること。

（２）管路材料を支給材としている場合

管路材料を支給材としている場合は、倉出し及び未使用の残材の倉入れにあたっては、上下水道局水道部職員の立ち会いの上、行うこと。

（管材料置場） 川崎市上下水道局 総務部 管財課

〒210－0013 川崎市中原区上平間１１８３ 平間浄水場内

４．（残材について）

本工事で発生した残材（水道管、弁、栓等）の有価物は、受注者に払い下げるものとするため、受注者の責任において適切に処分すること。

５．（管路材料等の保管等）

受注者は、水道管等の管路材料は、責任をもって保管し、損失等が生じた場合は一切の損害を賠償しなければならない。

なお、受注者は、水道管搬入に伴う管置き場の管台、キャンバー等も準備すること。

６．（給水管付替工）

給水管付替工については、川崎市上下水道局指定給水装置工事業者が行うこと。

なお、既設給水管の管種が PD、VD、PC、SUS の場合は、直近で付替えとする。前記以外の管種の場合は、宅地内第一バルブまで付替えを行うため監督員と協議すること。

７．（配水管不断水工）

配水管の不断水工法を採用する場合は、凍結工法により施工すること。それ以外の場合は監督員と協議すること。

８．（給水管破損の場合の措置）

工事中、給水管を破損した場合には、標準仕様書に基づき事故処理を行うとともに、直ちに川崎市上下水道局指定給水装置工事業者に補修させ、所管の配水工事事務所に当該措置内容を報告すること。

９．（完成図書の作成について）

水道管移設工事完成後においては、完成図書を作成するとともに、残材の処分を含めた使用材料の管材調書を作成し、監督員へ提出すること。

10．（その他の事項）

（１）工事記録写真について、第１項の工事にかかる「工事写真」は速やかに監督員に提出すること。

（２）夜間保安設備について、受注者は安全確保のため、夜間保安設備の措置に十分留意すること。

（３）受注者は、設計図書等に明示されていない事項で疑義が生じた場合、本市監督員と協議しその指示に従うこと。

# 加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書

１．処理水の利用目的

本仕様書は、加瀬水処理センターより発生する下水処理水の有効利用を目的としている。

使用用途については、下水道管渠清掃用に限る。また、受注者は当該工事以外に処理水を使用してはならない。

２．利用計画書及び利用報告書の提出

受注者は、処理水を使用するに当り、事前に利用計画書を作成し、監督員へ提出すること。

また、工事完了後に利用計画書により使用した結果及び使用状況について、利用報告書を作成し監督員へ提出すること。

３．安全対策

受注者は、給水栓より給水する場合は、周辺交通、加瀬水処理センター、加瀬クリーンセンターの交通に支障がないように交通誘導等の必要な安全対策を講ずること。

４．使用方法

(1) 給水栓の使用は原則として、平日（土曜・休日を除く）午前９時～午後５時までの間とする。
それ以外の時間帯で給水栓の使用が必要な場合は、監督員と協議すること。

(2) 処理水は加圧ポンプによる給水を行っているため、給水車に搭載のポンプによる取水を行った場合、給水装置が破損するので自然給水で取水すること。

(3) 給水栓の形状は、消火栓と同形状のため消火栓用のホースを接続し給水する。

(4) 給水栓の使用者は、近隣の交通状況等に支障を来さぬよう必要な安全対策を講じ、給水待ちの車両がないように給水車両の運行を行うこと。
また、給水栓の設置位置は周辺の住居と接していることから給水中は車両のエンジン・ラジオ等を停止し、騒音の発生を防止すること。

５．鍵の管理

給水栓の鍵は工事発注の監督部署から受注者に貸与するものとするが、受注者は鍵の管理者を定め、利用計画書に明記するとともに給水栓鍵借用書を監督員へ提出すること。

また、鍵の貸与期間は工事着手日から完成日までとする。

尚、監督部署並びに給水装置の管理者から返還の要求があった場合は直ちに鍵を返還すること。

６．損害賠償

給水栓の使用に当って、第３者並びに発注者、給水装置の管理者に損害を与えた場合は、使用者は速やかに賠償を行うこと。

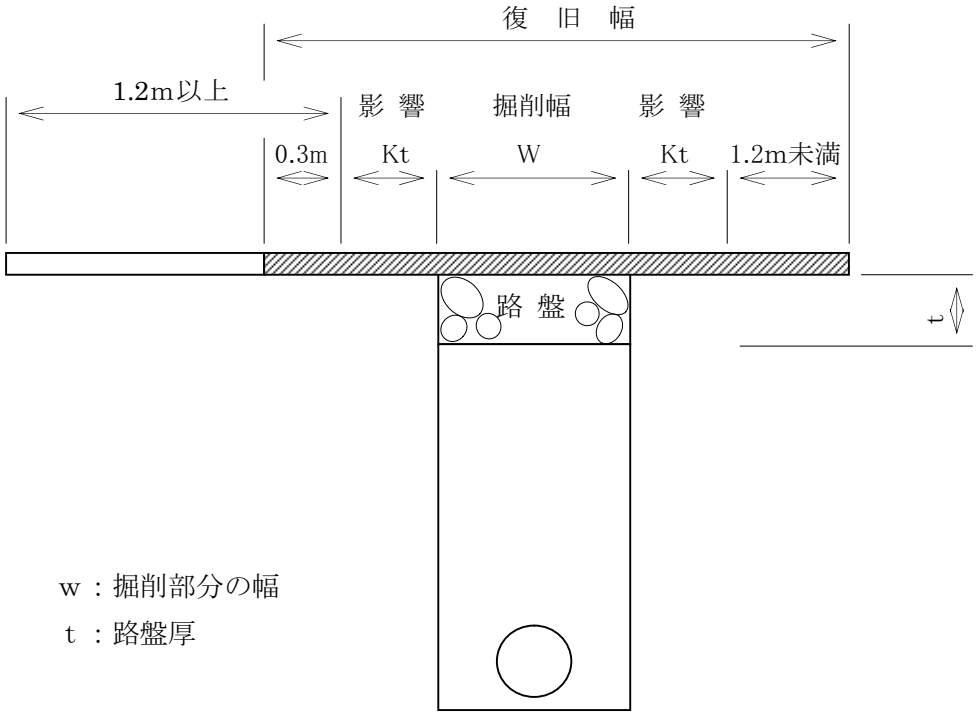
７．その他

この特記仕様書に定めのあるものの他に疑義が生じた場合は、発注者並びに給水装置の管理者と協議し指示に従うこと。

# 私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書

１．復旧幅は、掘削幅に影響部分を加えたものを原則とする。

２．工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m 未満になった場合は、表層及び基層のみその部分を含めた範囲とし、1.2m 以上の場合は 0.3mとする。




３．工事の施工による既設舗装の、毀損影響部分は受注者の負担で復旧する。

４．仮復旧工

路盤材は、再生クラッシャーランとする。表層材は加熱式再生アスファルトコンクリートとする。

５．復旧範囲

ａ）路盤の影響幅＝Ｗ＋２Ｋｔ　　Ｋ：コンクリート舗装の場合 1.4
アスファルト舗装の場合 1.0

ｂ）アスファルト舗装の復旧幅＝Ｗ＋２Ｋｔ＋0.3m＋0.3m

注）工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m未満になった場合はその幅を加え、1.2m以上の場合は 0.3mとする。

ｃ）コンクリート舗装の復旧……各ブロック単位の復旧とする。

ｄ）砂利道の復旧幅は、掘削幅とする。

ｅ）取付管と取付管の復旧間隔が 1.2m以内の場合は、表層及び基層のみ、その間も復旧する。

６．使用材料

アスファルト混合物、路盤材は、再生材を使用する。

# グラウンドマンホール特記仕様書

本工事においてグラウンドマンホールを使用する場合は、「下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書（平成 18 年 12 月 1 日）」（川崎市）による認定を受けた製品を用いること。

なお、不明な点がある場合は本市監督員と協議し、その指示に従うこと。

補足留意点

- 本工事において組立マンホールを施工する場合は、組立マンホール側塊上部の継手形状は、調整ワッシャー及び間づめモルタル（1:2）の替わりに調整駒及び無収縮モルタルを使用する。
- 本工事置いて現場打ちマンホールを施工する場合は、マンホール蓋受枠と調整ブロックの間は調整駒を使用し、モルタル（1:2）の替わりに無収縮モルタルを使用する。
- 無収縮モルタルの仕様は、グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書のとおりとする。

# グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書

１．適用範囲

本仕様書は、本市におけるグラウンドマンホールの施工に使用する調整部用モルタルについて規定する。

２．材　料

調整部用モルタルは、施工性に優れたプレミックスのセメント系モルタルとし、無収縮・高流動・超早強性を有し、耐久性に優れたものであること。

３．品　質

３－１　物理的性質は次表のとおりとする。$J_{14}$ロート流下時間の測定は、ＪＳＣＥ‐Ｆ５４１‐１９９９（「充てんモルタルの流動性試験方法」　土木学会　コンクリート標準示方書規準編）により行うものとする。また試験条件は、温度２０±３℃、相対湿度８０％以上とする。

| 項　　目 | 規格値 |
|---|---|
| $J_{14}$ロート流下時間（秒） | ６±２ |

３－２　圧縮強度は次表と同程度以上とする。圧縮強度の測定は、４０×４０×１６０㎜の角柱供試体を用い、ＪＩＳ　Ｒ　５２０１（セメントの物理試験方法）に準じて行う。

| 温度 | 圧縮強度（N／mm$^2$） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (℃) | 1.5時間 | ３時間 | １日 | ７日 | ２８日 |
| ５ | ４．９ | ９．８ | ２４．５ | ３９．２ | ４９．０ |
| ２０ | ９．８ | １４．７ | ２９．４ | ４４．１ | ５８．８ |
| ３０ | ９．８ | １４．７ | ２９．４ | ４４．１ | ５８．８ |

４．業者は、第３項各号に規定する調整部材の物理的性質及び圧縮強度に関して、本市が必要と認めた場合、その試験成績書を提出しなければならない。

５．管方法及び使用上の注意

５－１　調整部用モルタルの保管は、できるだけ乾燥した室内のパレット上で保管し、水に濡れたり吸湿したりするような保管を避けること。

５－２　モルタルは使用期限内のものを使用すること。

５－３　水たまり部への充填や降雨時の施工はしてはならない。

５－４　モルタルの使用に際しては、使用方法・使用上の注意を遵守すること。

６．その他

本仕様書に明記されていない事項については、協議の上決定するものとする。

# 環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

本仕様書は、川崎市土木工事施工管理基準（川崎市建設緑政局）「５．川崎市請負工事特記仕様書集」　環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書による。

# 安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。なお、交通誘導員については設計条件明細書に示す配置人員を原則とし、道路使用許可申請を行うものとする。ただし、警察等第三者との協議の結果、配置人員の変更の指示を受けた場合は書面により指示を受け、それを添付して打合せ書を監督員へ提出し協議すること。

# 無石綿化への対応に関する特記仕様書

受注者は、石綿による健康被害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応すること。

１．使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。なお、「石綿を原材料としていない証明書」等を提出し、監督員の確認をうけること。

２．下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

# 生コンクリートの使用に関する特記仕様書

「下水道施設における土木コンクリート構造物の設計について」について国土交通省都市・地域整備局下水道部　下水道事業課企画専門官より平成 13 年 8 月 23 日付け事務連絡に伴い、本工事において下水道標準構造図を使用する場合、コンクリート呼び強度 24N／㎟ 以上、水セメント比 55%以下の物を使用するが、マンホールのインバート部については、18Ｎとする。尚、下水道施設構造物の基礎部及びその他(道路構造物等)については従来通り（18Ｎ、21Ｎ）使用する。

# 集水ますの縦断面図に関する特記仕様書

集水ますの縦断面図における深さの表示については、地表高さから管底までの深さ表示となっており、実深さではない。施工にあたっては、15cm 以上の泥溜を確保すること。

# 支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書

本工事における試験掘工の延長については、別添設計条件明細書のとおりであり、地下埋設物については詳細に確認するとともに、支障となる場合はすみやかに関係企業者と打ち合わせを行い対処すること。特に、図面に表示されていない埋設物が現地にある場合も考えられるので、必ず確認の上、施工すること。なお、試験掘工の埋戻しは、山砂（埋戻し用砂）で行うこと。

# 取付管の埋戻しに関する特記仕様書

埋戻材は、山砂（埋戻し用砂）を使用すること。

# 建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書

建設副産物一時仮置場及び工事用資材置場等は請負人の責任において管理し、付近住民の苦情のないよう充分配慮すること。 万一苦情が発生した場合は、速やかに対処すること。

# 建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書

## (改良土防じん対策について)

本工事において現場改良土を一時仮置場で作成する際の周辺への環境対策のため。改良土作成する箇所に改良土防じん対策費を計上している。施工にあたっては、監督員と防じん対策方法（仮囲い等）について協議すること。また工事期間中は、第三者からの苦情等に対しては誠意をもって対応するとともに、防じん対策（仮囲い等）の維持に努めなければならない。

# 雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書

本特記仕様書は、局地的な大雨に対する安全管理の強化について規定したものであり、下水道管渠等に作業員が入坑して作業をする工事・委託等のうち、雨天時に雨水の流入により急激な水量の増加により作業員に危険を及ぼすものを対象とする。

対象となる工事・委託の受注者は本特記仕様書に則り、作業の中止や開始、再開について判断するとともに、安全対策を実施すること。

また、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」の内容を十分に理解し、現場安全管理の向上に努めなければならない。

## １．作業の中止基準

受注者は、突発的な局地的集中豪雨に対して工事の安全管理に万全を期すために、作業開始前と作業開始後について次の基準を遵守すること。

(1) 作業開始前

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨または雷が発生している場合は、作業を開始しない。
・ 当該工事箇所及び上流域に洪水または大雨の注意報・警報が発表されている場合は、作業を開始しない。
・ 作業開始前に管渠内の水深を測定し、異常が認められる場合は作業を開始しない。

(2) 作業開始後

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨又は雷が発生した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ 当該施工箇所及び上流域に注意報または警報が発表された場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ その他、地上監視員が中止と判断した場合や、管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。

## ２．作業開始、再開の条件

受注者は、作業の開始及び再開にあたって、次の３項目全てについて確認すること。

・ 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、洪水または大雨の注意報・警報が発表されていないこと。
・ 管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないこと。
・ 作業開始前の安全確認について、施工計画書に定める全ての事項。

## ３．現場特性の事前把握

受注者は、着手前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。収集する情報としては気象情報のほか、下水道管渠施設情報、地形情報、既往情報等がある。

４．気象情報を迅速に把握するシステムの活用

受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、地上監視員を配置するとともに、地上監視員の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムの配備し、その情報を適宜確認すること。また、現場特性に応じては管渠内の水位等を監視する担当者を配置するとともに、水位を定期的に測定すること。

５．退避計画の作成

受注者は、作業員が管渠内から地上に安全かつ迅速に退避するため、人命を最優先とした退避計画の作成しなければならない。

なお、退避計画作成時には、次の事項に特に留意すること。

・ 現場に即した作業中止基準について
・ 緊急時の資機材の存置と、その流出防止対策について
・ 退避指示の確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備等）について
・ 以上の検討結果や、退避時に存置する資機材などによる管渠内の状況や退避時間を考慮した退避ルートと退避手順について

６．不測の事態に対する安全対策実施

受注者は、現場の特性に応じては、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、流出防止柵の設置、人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならい。

７．安全教育の実施

受注者は、工事着手前に退避訓練を実施し、退避計画の見直しの必要性を検証しなければならない。

また、工事等を行う日にはツールボックスミーティング等により作業員全員に対し、当日の作業内容、安全器具の設置状況、使用方法、当日の天候の状況及び退避時の対応などの内容を周知徹底するとともに、現場に即した安全教育・訓練を準備期間中に実施しなければならない。

８．局地的な大雨に対する安全対策を盛込んだ施工計画書の作成

受注者は、作業箇所に係る現場特性について情報収集・分析してあらかじめ危険性等を十分に把握した上で、１～７の対策について施工計画書に反映させなければならない。

# 下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＴＩＦＦ形式】

（電子納品）

第１条 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、最終成果物を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(平成 22 年 4 月版)（以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の作成）

第２条　受注者は、成果品の作成にあたっては要領のほか、「電子納品に係る補完説明資料（工事編)」に準じて作成するものとする。また、不明な点やこれにより難い場合は、監督員と協議し決定すること

（成果品の提出）

第３条　受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R）で２部提出すること。

２　電子納品の対象となるデータは、写真、図面（「ファイリングデータ作成要領」に基づく図面（ＴＩＦＦ形式）（以下「下水道完成図」という。)、地質データ（新規に調査した柱状図、位置図、試験データ等）とする。

３　「受注者向け納品データ作成ツール」工事管理ファイル内の完成図面に格納する図面は、「要領」に記載のＣＡＤデータ（ＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）ではなく、「下水道完成図」を格納すること。

４　受注者は、要領の「５．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を提出すること。

５　受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を添付して提出すること。

（事前協議）

第４条　受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、提出すること。

（ウィルス対策）

第５条　受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

（関係資料）

第６条　川崎市電子納品要領は本市ホームページからダウンロードすること。

（http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-9-0-0-0-0-0-0-0-0.html）

（その他）

第７条　その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ決定するものとする。

# 下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式】

（電子納品）

第１条　本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、最終成果物を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(平成 22 年 4 月版)（以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の作成）

第２条　受注者は、成果品の作成にあたっては要領のほか、「電子納品に係る補完説明資料（工事編)」に準じて作成するものとする。また、不明な点やこれにより難い場合は、監督員と協議し決定すること

（成果品の提出）

第３条　受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R）で２部提出すること。

２　電子納品の対象となるデータは、写真、図面、地質データおよびその他データとする。なお、土質データおよびその他データが存在しない場合については納品の必要はない。また、受注者は、電子納品対象（写真、図面、土質データ、その他データ）以外のものは、従来どおり紙で２部提出するものとし、要領で特に記載のない項目については監督員と協議のうえ決定すること。

３　受注者は、要領の「５．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を提出すること。

４　受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を使用すること。

（事前協議）

第４条　受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、提出すること。

（ウィルス対策）

第５条　受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

（関係資料）

第６条　川崎市電子納品要領は本市ホームページからダウンロードすること。

（http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-9-0-0-0-0-0-0-0-0.html）

（その他）

第７条　その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ決定するものとする。